平成２０年（ネ）第３２８２号　損害賠償請求控訴事件

陳　述　書

大阪高等裁判所　第２民事部　御中

２００９年５月　　日

控訴人　　蒔　田　直　子　㊞

１　原判決を受けて

２００６年１２月１４日、参議院教育基本法特別委員会で、本件タウンミーティングの不正が明るみに出て以来、今回の判決までの２年半は、「国や市はここまでひどい事を、ほんとうに行うのか？」「いったい私が何をしたというのか？」という驚きの連続でした。思いもかけず名指しで排除されたことを知ってから今まで、私が求めていたことは、何が行なわれたのか真実を明らかにしてほしい、そして不正に対して謝罪がなされ、このようなことが二度と繰り返されないことでした。

国会でこの問題が取り上げられることがなかったら、私たちに対して何がなされたのか与り知らず、不正に気づくことさえないままだったでしょう。私と夫と娘を本件タウンミーティングから排除するために巻き添えになった、多くの親子にとっても同様です。

本件タウンミーティングは、子どもたちや私たちの未来にかかわる、教育基本法「改正」が日程に上がる中で実施されました。教育基本法が変えられるのは、憲法の精神の根幹に関わる重大なことですが、それは遠い法律論ではなく、子どもたちの学校での日常に関わる、日々の切実な問題でもあります。親子タウンミーティングは、当事者である子どもたちが、直接意見を届けることができるかもしれない、数少ない貴重な機会でした。私たち家族と同じように、参加を申し込んだ親子の間で、子どもと話し合いが持たれたのは、巻き添えで「落選」した、原告の松田、松本だけではなく、他の家族も同様だったのではないかと思われます。

小泉内閣が始めたタウンミーティングは、「国民との直接対話の場」とされ、応

募した私たちも、意見表明できる機会として期待しました。それまで、教育基本法や教育行政に関する、さまざまな意見や申し入れを国や京都市に行なってきましたが、一度として返答はなく、対話も実現しなかったからです。私は、常々、自分たちにとって重要な問題が決められようとしているのに、意見も聞いてもらえず、過程に参画する事もできないのは、民主主義ではないという思いを強くしていました。そんな中で「タウンミーティングは、内閣の閣僚等が、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くとともに国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的として始められた事業である。（タウンミーティング調査委員会調査報告書１頁）」とあるように、政府の側から対話の場が設定されたはずです。

しかし原判決は、私たちの訴えを「原告らがタウンミーティングに参加し、意見を述べる権利は、憲法により認められているわけではなく、法的保護に値する利益ということはできない。」として切り捨てました。その不当性については、控訴理由書とともに、浦部法穂先生の意見書、「表現の自由とタウンミーティング」で、民主主義の根幹に関わるものとして述べられています。

本件不正の実態は、原告だけでなく多くの親子が、参加や意見表明以前に「公正な抽選」を受けることさえできず、参加の機会そのものからはずされた、ということです。私と夫、高校生だった娘を参加させない目的で、約束と違う、「抽選」を装った虚偽が国と京都市の手で実行されたからです。

小泉内閣が「国民との直接対話の場」として開催したはずの１７４回のタウンミーティングの中で、世論操作のための発言依頼や金銭の授受など多くの不正が発覚しました。本件は全国各地で起こった不正の氷山の一角にすぎず、また私たち家族だけに降りかかった災難ではありません。子どもたちに、意見を表明する事の大切さを伝え、不正が行われた時に、それを正そうとする行為が具体的に大人たちによって示されねばならないと思います。真相究明と謝罪と補償が一体として為されなければ、問題が解決したとはいえず、未来に禍根を残します。その思いは、原判決を受けた今、よりいっそう強くなっています。

２　「目的は正当」か

裁判を提訴し、「不正」とされていたことの全貌が解き明かされ、原判決においても「本件抽選に至る経緯は、ほぼ原告らの主張通りであると認められる」とされました。「抽選」を装った不正排除の経緯は繰り返しませんが、国会でも政府見解として述べられた通り、理由の如何、目的の如何に関わらず「決して認められない」はずのものでした。しかし、原判決は、この政府見解の出発点と国会での謝罪さえ覆し、不正の「目的は正当」という、原告にとってけっして是認できない判断を示しました。裁判を通じて明らかになった行政の不正は「適法」であるというお墨付きを与えられ、判決後、京都市教委は「円滑な実施のために国に対して行なった市の対応が適法であると認められた」とコメントしました（甲４６号証、京都新聞２００８年１２月８日）。

抽選を偽装した排除の「目的」が誤っていることは、すでに控訴理由書に述べています。ここでは、まず原判決で繰り返し述べられている、「正当な目的」の根拠とされる事実そのものが誤っていることを、再度明らかにしたいと思います。

（1）憲法１４条について

まず、原判決で憲法１４条について判断した以下の部分です。

「「「心の教育」はいらない！市民会議」というグループの関係者が，京都市教育相談総合センターの開館 1 周年記念イベントにおいて，会場内でプラカードを掲げるなどして，進行の妨害を行ったことがあったことを踏まえ，子供たちが参加する文化力 TM イン京都において，大声を発したりして，抗議活動が起これば，子供たちが萎縮して発言ができなくなるなどすることで，イベントが進められなくなるという事態を回避するためであるから，結果的に原告朴に関する情報が間違っていたとしても，その目的自体は正当なものといえ，憲法１４条が想定するような不合理な差別が行われたということもできない。」（原判決３２頁）

問題となっている「京都市教育総合センターの開館一周年記念イベント」において、私が何をしたのか、再度明らかにします。

私は、河合長官がどんな内容の講演をされるのか興味があり、個人として講演会に入場しました。このイベントには教育総合センターの利用者も参加しており、そのような場で「妨害」をする意図など持っていませんでした。

まず、プラカードは掲げていません。会場内でプラカードなどを掲げた者は、誰もおりません。被告京都市の松浦氏は、第９回口頭弁論において、「大きな紙を顔の前に出して掲示をされたことを、プラカードといってる」（松浦証人調書１７頁）と、従来の主張を変えましたが、「大きな紙」を顔の前に出した者もいませんでした。

河合長官の講演が始まってしばらくすると、聴衆の中から声が上がりました。講演の間、何度も多くの声が上がり、途中で２人の女性が主催者の男性数人によって、会場外に引きづり出され、随分乱暴なことをするのに驚きましたが、講演を最後まで聞きたかったので、私は席を立ちませんでした。

一審において、被告京都市は、この講演会の際のビデオテープ（乙Ｂ１号証）を提出し、講演中３回のヤジについて、「原告蒔田直子のものと推測される」と付記しています。しかし、この３回のうち２回は別人のものであり、私自身の声は、最後の「そんなことありませんよ」の一回です。

それは、河合長官が「韓国人はみんな儒教なので、親の前では正座し、決してタバコなどは喫わない。」といった趣旨のことを話された時です。河合長官は、それまで講演の中で「欧米人は神を信じているが、日本人に宗教はない」「アイルランドは島国で妖精がいて、日本にそっくり」といったことも話されたのですが、文化庁長官が「何人はこうだ」、というステレオタイプの決めつけをするのは偏見を助長するのではないか、と疑問に感じていました。韓国人は「みんな儒教」ではありませんし、私には民族名を名乗る娘たちがいますから、このような発言には敏感に反応してしまい、思わず声が出てしまったというのが事実です。私は、主催者に注意もされず、講演会の最後まで会場におりました。

私はこのイベントで、子どもたちが萎縮し、イベントが進められなくなるような、「進行の妨害」を行なっていませんし「会場を混乱」させてもいません。控訴審において、正確な事実認定に基づく正しい判断をしていただきたいと強く望みます。

また原判決が、「目的が正当」だと断じるのは、市教委の担当者・松浦氏が内閣府に伝えた私に関する情報に基づいていると考えられます。

松浦氏はこのイベントで、蒔田が「暴力行為や警察騒ぎに発展する事態があった、暴力行為で京都市の職員ともみあった、との情報を提供された」（乙Ａ２１、「加納・二之宮報告書」２頁）等々の虚偽情報を国に提供しました。被告京都市は「蒔田は、そのような行為をした団体の関係者だと連絡した。」（京都市第３準備書面１頁）と、その主張を変えています。原判決では、その松浦氏の証言の重要部分を、ことごとく「信用し難く、採用できない」と退けているのです。

そもそも「「心の教育」はいらない！市民会議」というグループの関係者」とは、いったい誰を指すのでしょうか。「市民会議」のメンバーに知人がいれば「関係者」、またその家族であれば「関係者」、と対象は無限定に広がります。そして、原告朴は、実際に「市民会議」の行なってきた活動には無関係であり、このイベントにも参加していない、私の家族に過ぎません。

原判決は事実誤認に基づく誤った判断であり、さらに政府と異なる意見をもつ人々を、その個々人の「関係」によって事前排除する道を開く危険に満ちています。誰もが安心してもの言える社会を実現するためにも、原判決の誤りを正していただきたいのです。

「市民会議」は、学校に通う子どもの保護者や市民による、会員制も会則も持たないゆるやかな「市民グループ」です。「市民会議」が、行政に対して行ってきた意見表明や申し入れなどは、民主主義を求める市民の正当な行動です。そもそも、ある市民団体の関係者であるということが、タウンミーティングという場からあらかじめ排除されなければならない理由になどなるはずもありません。私が、その「市民会議」の関係者であることを根拠に排除を行うのは、憲法１４条の「法の下の平等」に反し、「思想・信条」による差別であると考えます。

（２）プライバシー権について

原判決では、私自身のプライバシー侵害についても以下のように、「その目的は正当」としています。

「松浦が伊佐敷に対して原告蒔田に関する情報を開示したのは，文化力TMイン京都には，多数の子供や，河合長官などの関係閣僚の出席が予定されていたため，京都市教育相談 総合センターの開館 1 周年記念イベントにおいて生じたような事態が生ずれば，子供たちが困惑し，ショックを受け，会場が混乱することとなるため，このような事態が発生することのないような対応をＴＭ　室に求めるためであり，その目的は正当なものといえる。」（原判決３４頁）

京都市と国による、私と朴の個人情報の収集・利用・提供などについての違法性は、すでに原告第５準備書面や控訴理由書に詳述しています。

原判決は、ここでも「京都市教育相談総合センターの開館一周年記念イベントにおいて生じたような事態」を、その目的を「正当」と断定する根拠にしています。

このイベントで私自身が「行なわなかった行為」や、また本件タウンミーティングにおいて「行なうかもしれない」という故意の予測に基づき、私たちへのプライバシー侵害が正当化されることを、とても認めることはできません。

私と朴という特定の個人を、事前に排除しなければならない理由があるとするならば、私たちが本件タウンミーティングにおいて、「必ず排除しなければならない、明らかに差し迫った危険がある人物」だということを証明しなければなりません。私と朴の参加により、「子どもたちが困惑し、ショックを受け、会場が混乱する」という証拠はどこにあるのでしょう。仮に会場が混乱するような事態の発生を防ぐためという一般的な「目的」自体が承認されるものであったとしても、そのための有効な対策は、いかようにも講ずることができるはずですし、そこから特定の個人を排除するしかないという方法がストレートに導き出されるはずもありません。さらに、その「目的」のためには、特定の個人のプライバシーを侵害し、思想・信条に関する個人情報を違法に収集し、交換しあっても構わないというようなことが、どうして正当化できるのでしょうか。

３　私が受けた損害について

本件タウンミーティングの主人公は、ほんらい子どもたちのはずでした。親が蒔

田であることにより、娘の朴希沙は事前排除の対象となり、参加の機会を失いました。巻き添えで、いわれなく参加の機会を奪われた他の子どもたちも、自分がどうしたいのか考え、それぞれの動機と意欲を持って応募したことでしょう。その子どもたちが、私を排除するための不正によって参加の機会を奪われたことに、私は最も強い精神的苦痛を覚えます。

本件タウンミーティングの目的は、「自分たちが住む京都の郷土文化、さらに我が国の文化に興味・関心を持ち、理解を深めていくために必要なことや、子ども達と文化の関わり方などについて率直な意見交換を行う」とされています。（開催概要、乙Ａ２）

娘はこのタウンミーテイングの応募にあたり、数日間考えた後に「参加しよう」という意志を決めました。娘は、「我が国の文化」が何度も繰り返されるテーマ設定に、文部科学省が作成し、全国の小中学生全員に押しつけた道徳教材『心のノート』と同様のねらいを見ていました。『私のような日本人ではない人の姿なんて、そこには滑稽に見えるほど載っていなかった。前提として「いない」存在だった。』（甲３６号証）と感じていたのです。数日間の娘の逡巡と「参加してみたい」、という結論に私は胸を突かれ、娘が発言する機会があれば、そのことを何よりたいせつにし、その場にいて見守りたいと考えました。公教育には、さまざまな生い立ちや文化を持つ子どもたちが存在します。「子どもたちと文化の関わり方などについて率直な意見交換を行なう」タウンミーティングは、当事者の子どもが意見表明できる貴重な機会であったはずです。子どもたちが大人をもてなすための、お茶やお花、踊りなどのアトラクションに動員され、政府の意向に沿う体裁を整えたイベントは、本来の親子タウンミーティング開催の趣旨とは大きく異なるものでした。

一審においても、本件タウンミーティングへの参加を希望した動機をすでに明らかにしてきました。私を排除した国と京都市の不正の経緯が明らかになりながら、その目的は「子どもたちが困惑し、ショックを受け、会場が混乱することとなるという事態を回避するためであるから、目的自体は正当」と容認した原判決は、私自身の名誉を更に深く傷つけるものです。

京都市は、２００６年１２月１４日、マスコミに対して「安全確保のため過去の

客観的事実を伝えた」とコメントしました（甲１５号証の４）。裁判を提訴してからも、京都市は松浦氏の証言に明らかなように、私が「安全」を脅かす危険人物であるかのような中傷を重ねています。そのことで私は人格権を損なわれ続け、ネット上での攻撃をはじめ、社会的評価を不当に貶められる事態が現在も続いています。不正が明らかになりながら、私は国と京都市から一度として謝罪を受けていません。

子どもが小さいとき、「嘘をついてはいけません」「悪いことをしたら謝ろう」と言ってきました。私はこの同じ言葉を、控訴審において再び京都市と国に求め、「力のある者の不正に黙りこまない」意志を明らかにし、私自身の尊厳を取り戻したいと願っています。

以　上